

令和8年5月1日

関係事業主 殿

(一社)長野労働基準協会

「職長教育(製造業)」開催のご案内

労働安全衛生法第60条においては、事業場で新たに職長等の現場監督者に就くことになった者に対して、事業者は厚生労働省令で定める安全又は衛生のための教育「職長教育」を行わなければならないこととされています。

さらに、今般、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令が、令和4年2月24日に公布され、令和5年4月1日から施行(一部令和6年4月1日から施行)することとされたことから、これまで対象外であった「食料品製造業」及び「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が職長等に対する安全衛生教育の対象となったところです。(注※1~2参照)

この度、当協会では、製造業の皆様を対象として、下記により省令に基づく「職長教育」を開催することといたしますので、ご活用いただきますようご案内申し上げます。

(注※1) 「職長」とは、「作業中の労働者を直接指導・監督する者」と定められています。

したがって、事業場によって、監督、班長、リーダー、作業長等、さまざまな名称がありますが、現場で労働者の作業の進め方等の指揮・命令する立場に就く人が対象となります。

(注※2) 教育対象業種:6業種 (労働安全衛生法施行令第19条)

① 建設業

② 製造業 ただし、次に掲げるものを除く。

イ たばこ製造業 ロ 繊維工業(紡績業及び染色整理業を除く)

ハ 衣服その他の繊維製品製造業 ニ 紙加工品製造業(セロファン製造業を除く)

③ 電気業 ④ ガス業 ⑤ 自動車整備業 ⑥ 機械修理業

記

1 講習の日時・場所・定員

(1) 開催日時 令和8年7月30日(木)及び31日(金)

7月30日(木) 午前9時10分からの受付となります。

7月31日(金) 午前8時40分からの受付となります。

(2) 会 場 長野市大豆島 4034 長野地域職業訓練センター

(3) 定 員 40名

2 受講料及びテキスト代 (消費税を含む)

(1) 受講料 各地区労働基準協会会員事業場 10,000円+消費税 1,000円(合計11,000円)
会員外事業場 12,000円+消費税1,200円(合計13,200円)

(2) テキスト代 「職長の安全衛生テキスト」 1,100円+消費税 110円(合計 1,210円)

3 講習カリキュラム（講師等の都合で変更する場合があります）

	講 習 科 目	時 間	講 師
7 月 30 日	職長の役割、指導・教育の方法	9:30～10:30 (1時間)	(一社)長野労働基準協会 RSTトレーナー 小川修司 氏
	作業における監督・指示の方法	10:30～12:00 (1.5時間) (昼食12:00～13:00)	
	作業手順の定め方 労働者の適正な配置の方法	13:00～15:00 (2時間)	
	異常時における措置 災害発生時における措置	15:00～16:30 (1.5時間)	
7 月 31 日	・作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 ・労働災害防止についての関心の保持及び労働者 の創意工夫を引き出す方法	9:00～11:00 (2時間)	(一社)長野労働基準協会連合 会 教育推進部部长 労働安全コンサルタント 廣瀬 謙治 氏
	危険性又は有害性等の調査及び調査の結果に 基づき講ずる措置、設備・作業等の具体的な改善 の方法	11:00～16:00 (4時間) (昼食12:00～13:00)	
	修了証交付	16:00～	

4 受講の申込方法

別紙申込書に正確に記入し、受講料・テキスト代を添えて7月16(木)までに 〒383-0013

中野市中野1863-1(一社)中野労働基準協会 (TEL:0269-22-2255・FAX:0269-23-0729)

へお申込みください。FAXでの申込み、受講料振込も受け付けます。

締切日前でも定員に達した場合は受付を締切ります。振込先 八十二銀行／中野 普381906

5 修了証の交付

所定の時間を受講し、修了した方に、修了証を交付します。

6 その他

(1) 申込み受付後の取消し・変更等は7月23日(木)までとし、その後の取消し及び講習会当日の欠席者には、原則としてテキストをお渡しし、受講料は返還いたしませんのでご了承ください。

(2) 講習当日は受講票・筆記用具(鉛筆・消しゴム)を持参してください。

(3) 昼食(450円)を当日斡旋しますのでご利用ください。(講習当日の注文受付です)